

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
大阪港湾局	<p>下記の設計委託について、補修等の工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず建設仮勘定が精算されていなかったため、当該設計に係る金額が建設仮勘定に計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 548 1605 814"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>支払済額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>堺泉北港堺5区外棧橋等補修実施設計委託</td> <td>2,760,574円</td> <td>2,760,574円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>阪南港海岸外北境川水門外機械設備改良実施設計委託</td> <td>3,041,500円</td> <td>3,041,500円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	支払済額	未精算額	平成29年度	堺泉北港堺5区外棧橋等補修実施設計委託	2,760,574円	2,760,574円	令和3年度	阪南港海岸外北境川水門外機械設備改良実施設計委託	3,041,500円	3,041,500円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号(府以外からの取得の場合に限る。)及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。(以下略)</p> </div>
年度	契約件名	支払済額	未精算額											
平成29年度	堺泉北港堺5区外棧橋等補修実施設計委託	2,760,574円	2,760,574円											
令和3年度	阪南港海岸外北境川水門外機械設備改良実施設計委託	3,041,500円	3,041,500円											

措置の内容

建設仮勘定の精算について、会計局会計指導課に確認の上、建設仮勘定の精算処理を行った。また、資産について公有財産台帳への登録を行った。
検出事項の原因は、建設仮勘定の精算処理の手順等について、担当者及び関係職員の理解が不足していたことにある。
例年5月に未精算の建設仮勘定について関係者で再度確認するとともに、担当者のみならず複数の職員で確認を行うことによりチェックしているが、再発防止に向けて、関係職員に対し建設仮勘定の精算処理の手順及び注意事項について周知徹底した。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年6月9日)